

登録免許税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 職権登記等の非課税について、非課税とされる登記等の範囲に人の資格の登録で登録を受ける者の申請に基づかないで登記機関が職権によりするものを加えることとする。(第2条関係)
- 2 この政令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則関係)